



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） 7
- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（行政管理課） 8
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 8
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 10
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 11
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 12

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 14
- 沖縄県公文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 16
- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 17
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 19
- 会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 19
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（行政管理課） 20
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 22
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 23
- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 23
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 24
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 24
- 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（障害福祉課） 24
- 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 25

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 26

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 28

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 30

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置された附属機関の委員その他の構成員

区分		報酬の額（円）	費用弁償の額
沖縄県防災会議	委員	日額 11,000	沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
	専門委員	日額 11,000	
	幹事	日額 11,000	
沖縄県石油コンビナート等防災本部	本部員	日額 11,000	
	専門員	日額 11,000	
	幹事	日額 11,000	
沖縄県国民保護協議会	委員	日額 11,000	
	専門委員	日額 11,000	
	幹事	日額 11,000	
平和の礎 ^{いしじ} 指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000	
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員		日額 11,000	
沖縄県私立学校審議会委員		日額 11,000	
沖縄県公益認定等審議会	委員	日額 11,000	
	専門委員	日額 11,000	
沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000	
沖縄県情報公開審査会委員		日額 11,000	
沖縄県個人情報保護審査会委員		日額 11,000	
沖縄県公文書管理委員会委員		日額 11,000	
沖縄県行政不服審査会	委員	日額 11,000	
	専門委員	日額 11,000	
沖縄県特別職議員報酬等審議会委員		日額 11,000	
沖縄県職員委員会委員		日額 11,000	
沖縄県公務災害補償等認定委員会委員		日額 11,000	
沖縄県公務災害補償等審査会委員		日額 11,000	
沖縄県振興審議会	委員	日額 11,000	

	専門委員	日額 11,000
沖縄県軍用地転用対策審議会委員		日額 11,000
沖縄県土地開発審査会委員		日額 11,000
沖縄県国土利用計画審議会委員		日額 11,000
沖縄県土地利用審査会委員		日額 11,000
沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県固定資産評価審議会委員		日額 11,000
沖縄県市町村合併促進審議会委員		日額 11,000
沖縄県自治紛争処理委員		日額 11,000
沖縄県本人確認情報保護審査会委員		日額 11,000
沖縄県環境審議会委員		日額 11,000
沖縄県公害審査会委員		日額 11,000
沖縄県環境影響評価審査会委員		日額 11,000
沖縄県自然環境保全審議会委員		日額 11,000
沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県社会福祉審議会委員		日額 11,000
沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県医療扶助審議会委員		日額 11,000
沖縄県障害者施策推進協議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
	幹事	日額 11,000
沖縄県福祉のまちづくり審議会委員		日額 11,000
沖縄県精神保健福祉審議会委員		日額 11,000
沖縄県障害者介護給付費等不服審査会委員		日額 11,000
沖縄県障害児通所給付費等不服審査会委員		日額 11,000
沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会委員		日額 11,000
沖縄県手話施策推進協議会委員		日額 11,000
沖縄県交通安全対策会議委員		日額 11,000
沖縄県消費生活審議会委員		日額 11,000
沖縄県犯罪被害者等支援審議会委員		日額 11,000

沖縄県青少年保護育成審議会委員	日額	11,000
沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会委員	日額	11,000
沖縄県こども・子育て会議委員	日額	11,000
沖縄県男女共同参画審議会委員	日額	11,000
沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会委員	日額	11,000
沖縄県差別のない社会づくり審議会委員	日額	11,000
沖縄県准看護師試験委員	日額	11,000
沖縄県保健所運営協議会委員	日額	11,000
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会委員	日額	11,000
沖縄県感染症診査協議会委員	日額	11,000
沖縄県がん対策推進協議会委員	日額	11,000
沖縄県医療審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
沖縄県指定難病審査会委員	日額	11,000
沖縄県精神医療審査会委員	日額	11,000
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員	日額	11,000
沖縄県生活衛生適正化審議会委員	日額	11,000
沖縄県麻薬中毒審査会委員	日額	11,000
沖縄県薬事審議会委員	日額	11,000
沖縄県国民健康保険審査会委員	日額	11,000
沖縄県後期高齢者医療審査会委員	日額	11,000
沖縄県国民健康保険運営協議会委員	日額	11,000
沖縄県介護保険審査会	委員	日額 11,000
	専門調査員	日額 11,000
沖縄県農政審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
沖縄県中央卸売市場運営協議会委員	日額	11,000
沖縄県農業共済保険審査会委員	日額	11,000
沖縄県農作物種苗審議会委員	日額	11,000
沖縄県森林審議会委員	日額	11,000
沖縄県県民の森指定管理者制度運用委	日額	11,000

員会委員		
沖縄県工芸産業振興審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
おきなわ工芸の杜 ^{もり} 指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄IT津梁 ^{りょう} パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会	委員	日額 11,000
	幹事	日額 11,000
沖縄県職業能力開発審議会委員		日額 11,000
沖縄県契約審議会委員		日額 11,000
沖縄県観光審議会委員		日額 11,000
沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県文化芸術振興審議会委員		日額 11,000
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会委員		日額 11,000
沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県スポーツ推進審議会委員		日額 11,000
奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県公共事業評価監視委員会委員		日額 11,000
沖縄県建設工事紛争審査会委員		日額 11,000
沖縄県公共工事入札契約適正化委員会委員		日額 11,000
沖縄県建設業審議会委員		日額 11,000
あっせん委員		日額 11,000
仲裁委員		日額 11,000
沖縄県事業認定審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000

沖縄県水防協議会委員		日額 11,000
沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県地方港湾審議会	委員	日額 11,000
	臨時委員	日額 11,000
宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパーク指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県景観形成審議会委員		日額 11,000
沖縄県都市計画審議会委員		日額 11,000
首里城公園指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
都市公園指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県開発審査会委員		日額 11,000
沖縄県建築審査会委員		日額 11,000
沖縄県建築士審査会委員		日額 11,000
沖縄県教育職員免許状再授与審査会委員		日額 11,000
沖縄県産業教育審議会委員		日額 11,000
沖縄県就学支援委員会	委員	日額 11,000
	調査員	日額 11,000
沖縄県いじめ防止対策審議会委員		日額 11,000
沖縄県教科用図書選定審議会	委員	日額 11,000
	調査員	日額 11,000
沖縄県社会教育委員		日額 11,000
沖縄県生涯学習審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000
沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県立図書館協議会委員		日額 11,000
沖縄県歴代宝案編集委員会委員		日額 11,000
新沖縄県史編集委員会	委員	日額 11,000

	専門部会委員	日額 11,000
博物館・美術館協議会委員		日額 11,000
沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会委員		日額 11,000
沖縄県文化財保護審議会	委員	日額 11,000
	専門委員	日額 11,000

別表第2中「8,960円」を「9,540円」に、「9,010円」を「9,590円」に、「沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医」を「沖縄県知的障害者相談所等嘱託医」に、

学校評議員	日額 4,000
-------	----------

を

学校評議員	日額 4,000
学校運営協議会委員	日額 2,000

に、

沖縄県警察署協議会委員	日額 9,300
-------------	----------

を

沖縄県警察署協議会委員	日額 11,000
-------------	-----------

に、

労働委員会のあっせん員	日額 9,300
-------------	----------

を

労働委員会のあっせん員	日額 11,000
-------------	-----------

に改める。

別表第3中「1,340円」を「1,390円」に、「1,450円」を「1,540円」に、「1,550円」を「1,690円」に、「1,640円」を「1,840円」に、「1,740円」を「2,010円」に、「70キロメートル以上」を「70キロメートル以上75キロメートル未満」に、「1,900円」を「2,180円」に改め、同表に次のように加える。

75キロメートル以上80キロメートル未満	2,340円
80キロメートル以上	2,510円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2号ウ中「、病院管理監」を削り、同号オを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

- 第1順位 副知事 大城肇
- 第2順位 副知事 宮城嗣吉

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5款 知的障害者更生相談所」を「第5款 知的障害者相談所」に、「第6款 身体障害者更生相談所」を「第6款 身体障害者相談所」に改める。

第14条第1項の表人事課の項中「総務事務センター」を「働き方改革・人材確保推進室 総務事務センター」に改める。

第15条第2号中「、配布、発送、審査、浄書、記録、編集及び保存」を「及び発送並びに公文書の審査」に改め、同条中第28号を第30号とし、第20号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、第17号から第19号までを削り、第16号を第21号とし、第11号から第15号までを5号ずつ繰り下げ、同条第10号中「公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託）の引受けの許可」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に基づく認可」に改め、同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第6号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、第5号を第7号とし、同条の次に次の3号を加える。

- (8) 法令等の解釈、法制意見その他部等及び課に属しない法規の立案に関すること。
- (9) 不服申立て及び訟務事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 条例及び規則の原本の整備保存に関すること。

第15条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 公文書等の管理及び研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 公文書管理委員会に関すること。

第29条第1項の表企画調整課の項中「SDGs推進室」を「PPP／PFI事業推進室 SDGs推進室」に改め、同項の次に次のように加える。

交通戦略推進課	次世代交通計画推進班 都市交通推進班
---------	--------------------

第29条第1項の表交通政策課の項を次のように改める。

交通支援課	航路・空路交通班 陸上交通班
-------	----------------

第29条第2項中「PPP／PFI事業推進班」の次に「、交通戦略推進課に公共交通政策調整班」を加える。

第30条の次に次の1条を加える。

（交通戦略推進課の事務）

第30条の2 交通戦略推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通運輸政策についての総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 総合交通体系基本計画に関すること。

- (3) 鉄軌道を含む公共交通システムの導入促進に関すること。
- (4) 都市交通計画に関すること。
- (5) 都市モノレールの利便性向上に関すること。
- (6) 観光二次交通としての乗合バスに関すること。

第31条（見出しを含む。）中「交通政策課」を「交通支援課」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第6号とする。

第48条第8号中「身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所」を「身体障害者相談所及び知的障害者相談所」に改める。

第48条の4第9号中「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を「沖縄県こども・若者施策推進基金」に改める。

第48条の5第7号中「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を「沖縄県こども・若者施策推進基金」に改め、「市町村事業」の次に「（こどもの貧困対策に係るものに限る。）」を加える。

第52条第7号中「及び保険医療機関」を「、保険医療機関及び保険薬局の指導等」に改め、同条第8号中「適正化」を「適正化計画」に改める。

第60条中第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(20) 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金に関すること。

第64条中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域の管理に関すること。

(20) 森林環境譲与税に関すること。

第76条の表交流推進課の項中「旅券センター」を「旅券センター 第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室」に改める。

第77条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 沖縄県観光振興基金及び沖縄県宿泊税基金に関すること。

第94条第8号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第123条第1項第2号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第3章第5節第5款の款名を次のように改める。

第5款 知的障害者相談所

第144条第2項の表中「沖縄県知的障害者更生相談所」を「沖縄県知的障害者相談所」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 知的障害者相談所は、沖縄県身体障害者相談所に附置する。

第3章第5節第6款の款名を次のように改める。

第6款 身体障害者相談所

第145条第2項の表中「沖縄県身体障害者更生相談所」を「沖縄県身体障害者相談所」に改める。

第146条中「身体障害者更生相談所」を「身体障害者相談所」に改める。

第147条中「身体障害者更生相談所」を「身体障害者相談所」に改め、同条第17号中「知的障害者更生相談所」を「知的障害者相談所」に改める。

第158条第2項中「第68条第1項」を「第68条第1項及び第3項」に改め、「第30条第2項」の次に「（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を、「同法第59条」の次に「第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第171条の3中第81号を第82号とし、第59号から第80号までを1号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の1号を加える。

(59) 森林環境譲与税を財源とした事業の実施及び市町村の支援に関すること。

第194条第2項中「第196条第2号」を「第196条第2項各号」に改め、同条第3項中「第196条第3号」を「第196条第3項各号」に改める。

第203条中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域の管理に関すること。

(19) 森林環境譲与税を財源とした事業の実施及び市町村の支援に関すること。

第241条第2号の表沖縄県個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

沖縄県公文書管理委員会	沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号）の規定に基づき、特定歴史公文書等の利用に係る審査請求について審議すること、公文書等の廃棄について意見を述べること及び公文書等の管理に関する重要事項について答申し、又は建議すること。	総務部	総務私学課
-------------	--	-----	-------

第249条の表企画振興統括監の項中「交通政策課」を「交通戦略推進課、交通支援課」に改め、同表中

保健衛生統括監	保健医療介護部	保健医療総務課、地域保健課及び薬務生活衛生課の事務並びに感染症の対策等に関する事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
医療介護統括監	保健医療介護部	医療政策課、健康長寿課、国民健康保険課、高齢者介護課及び地域包括ケア推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。

を

医療介護統括監	保健医療介護部	保健医療総務課、医療政策課、国民健康保険課、高齢者介護課及び地域包括ケア推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
保健衛生統括監	保健医療介護部	健康長寿課、地域保健課及び薬務生活衛生課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。

に改

め、PPP/PFI推進監の項を削り、同表行政情報センター室長の項の次に次のように加える。

働き方改革・人材確保推進室長	総務部人事課	働き方改革・人材確保推進室に関する事務を総括する。
----------------	--------	---------------------------

第249条の表本庁舎改修推進室長の次に次のように加える。

PPP/PFI事業推進室長	企画部企画調整課	PPP/PFI事業推進室に関する事務を総括する。
---------------	----------	--------------------------

第249条の表中公共交通推進室長の項を削り、旅券センター室長の項の次に次のように加える。

第8回世界のウチナンチュ大会開催準備室長	文化観光スポーツ部交流推進課	第8回世界のウチナンチュ大会開催準備室に関する事務を総括する。
----------------------	----------------	---------------------------------

第251条第1項中「知的障害者更生相談所長」を「知的障害者相談所長」に、「身体障害者更生相談所長」を「身体障害者相談所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 所長、場長、院長、校長及び館長の項専決事項の欄第3号中「1億5千万円」を「1億8,000万円」に改め、同欄第4号中「1億5,000万円」を「1億8,000万円」に改め、同欄第5号中「5,000万円」を「6,000万円」に改める。

別表第2 宮古事務所長及び八重山事務所長の項専決事項の欄第34号を次のように改める。

34 削除

別表第2 自動車税事務所長の項を削る。

別表第2 身体障害者更生相談所長の項所長等の欄中「身体障害者更生相談所長」を「身体障害者相談所長」に改め、同表知的障害者更生相談所長の項所長等の欄中「知的障害者更生相談所長」を「知的障害者相談所長」に改め、同表保健所長の項委任事項の欄中第2号の4を第2号の5とし、第2号の3を第2号の4とし、第2号の2を第2号の3とし、第2号の次に次の1号を加える。

2の2 医療法第6条の8第1項の規定に基づき、広告をした者から必要な報告を徴し、又は当該広告をした者の事務所に立入検査をさせること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第3号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3の2 医療法第8条第2項の規定に基づき、オンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第4号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に、「休止」を「休止又は再開」に改め、同欄第4号の2中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄第5号中「又は助産所」を「若しくは助産所」に改め、「開設者」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同欄中第10号の2を第10号の3とし、第10号の次に次の1号を加える。

10の2 医療法施行令第4条第4項に基づき、オンライン診療受診施設の届出事項に係る変更届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第11号を次のように改める。

11 削除

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第12号中「医療法施行規則」の次に「（昭和23年厚生省令第50号）」を加え、同欄第65号中「（昭和22年法律第233号）」を削り、同号を同欄第65号の2とし、第64号の次に次の1号を加える。

65 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条第1項の規定に基づき、同項に規定する指定成分等含有が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報に係る届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第67号の2中「第56条第2項」の次に「（同法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄第181号の4の次に次の1号を加える。

181の4の2 浄化槽法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村と浄化槽の設置に関する計画について協議すること。

別表第2 林業事務所長の項委任事項の欄第42号の次に次の1号を加える。

42の2 地すべり等防止法第20条第2項の規定に基づき、国又は地方公共団体の行う行為について協議すること（農林水産省林野庁所管に係る地すべり防止区域に限る。）。

別表第2 林業事務所長の項委任事項の欄第45号の次に次の1号を加える。

45の2 地すべり等防止法第26条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域台帳を調製し、保管すること（農林水産省林野庁所管に係る地すべり防止区域に限る。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

ウ 共済組合介護掛金 エ 健康保険 3 公売代金 (1) 差押物件公売代金 (2) 競売配当金 4 遺留金 遺留金	債権差押取立金 14 交付要求等配当金 交付要求等配当金 15 その他雑部金 その他雑部金	を
ウ 共済組合介護掛金 エ 健康保険 オ 共済組合子ども・子育て支援金 3 公売代金 (1) 差押物件公売代金 (2) 競売配当金 4 遺留金 遺留金	債権差押取立金 14 交付要求等配当金 交付要求等配当金 15 その他雑部金 その他雑部金	に

改める。

様式第7号中 「繰越申請書」 を 「繰越申請額」 に改める。

様式第61号中「物品コード」を「物品番号」に、「物品番号」を「備品番号」に改める。

様式第64号中 「備考 1 備品購入費以外で取得した場合は、購入区分に記載すること。」 を
 「備考 2 セット登録の場合は、内訳番号を記載すること。」 に改める。

「備考 備品購入費以外で取得した場合は、購入区分に記載すること。」に改める。

様式第71号中「印」を削る。

様式第73号中「第10条」を「第9条」に、「を貸付くださるよう」を「の貸付を」に改め、「㊟」を削る。

様式第74号（その1）中「㊟」を削る。

様式第124号中 「出納員
物品管
理者
物品取
扱者」 を 「出納員
物品管
理者
物品取
扱者

確認日

年 月
日」 に改める。

「」 「」

様式第125号及び様式第126号中「印」を削り、

出納員
物品管
理者
物品取
扱者

を

出納員
物品管
理者
物品取
扱者

に改める。

確認日
年 月
日

確認日
年 月
日

様式第128号中「物品管理者認印」を「物品管理者確認日」に改め、「物品管理者
物品取扱者」を削る。

様式第130号中「受領印」を「受領者氏名」に、「物品管理者確認印」を「物品管理者確認日」に改め、「物品管理者
物品取扱者」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第4節 統計課 第5節 科学技術振興課 第6節 デジタル社会推進課 第7節 情報基盤整備課 第8節 地域・離島課 第9節 市町村課」	を	「第5節 統計課 第6節 科学技術振興課 第7節 デジタル社会推進課 第8節 情報基盤整備課 第9節 地域・離島課 第10節 市町村課」	に、	「第2節 交通政策課 第3節 県土・跡地利
-----	--	---	---	----	--------------------------

用対策課」	「第2節 交通戦略推進課 第3節 交通支援課 第4節 県土・跡地利用対策課」	を	「第2節 交通戦略推進課 第3節 交通支援課 第4節 県土・跡地利用対策課」	に改め、	「定型環自10 鳥獣保護管理事業計画の決定 定型環自11 第一種特定鳥獣保護計画の決定 定型環自12 第二種特定鳥獣管理計画の決定 定型環自13 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する
-------	--	---	--	------	---

実施計画の決定」を削り、「定型環自14」を「定型環自10」に、「定型環自15」を「定型環自11」に、「定
環自16」を「定型環自12」に、「定型環自17」を「定型環自13」に、「定型環自18」を「定型環自14」
に、「定型環自19」を「定型環自15」に、「定型環自20」を「定型環自16」に、「定型環自21」を「定型環
自17」に、「定型環自22」を「定型環自18」に、「定型環自23」を「定型環自19」に、「定型環自24」を
「定型環自20」に、「定型環自25」を「定型環自21」に、「定型環自26」を「定型環自22」に、「定型環自
27」を「定型環自23」に、「定型環自28」を「定型環自24」に、「定型環自29」を「定型環自25」に、「定
型環自30」を「定型環自26」に、「定型環自31」を「定型環自27」に、「定型環自32」を「定型環自28」

に、「定型環自33」を「定型環自29」に、「定型環自34」を「定型環自30」に、「定型環自35」を「定型環自31」に、「定型環自36」を「定型環自32」に、「定型環自37」を「定型環自33」に、「定型環自38」を「定型環自34」に、「定型環自39」を「定型環自35」に、「定型環自40」を「定型環自36」に、「定型環自41」を「定型環自37」に、「定型環自42」を「定型環自38」に、「定型環自43」を「定型環自39」に、「定型環自44」を「定型環自40」に、「定型環自45」を「定型環自41」に、「定型環自46」を「定型環自42」に、「定型環自47」を「定型環自43」に、「定型環自48」を「定型環自44」に、「定型環自49」を「定型環自45」に、「定型環自50」を「定型環自46」に改め、「定型保総1 准看護師試験の実施」を削り、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項の数」に改める。

第2章第4節中「防災危機管理課」を「危機管理課」に改める。

第2章中第7節を第8節とし、第6節を第7節とし、第5節を第6節とする。

第2章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 消防防災対策課

第3章第2節の節名中「交通政策課」を「交通戦略推進課」に改める。

第3章第9節を第10節とし、第3節から第8節までを1節ずつ繰り下げる。

第3章第2節の次に次の1節を加える。

第3節 交通支援課

第5章第4節中定型環自10から定型環自13までを削り、定型環自14を定型環自10とし、定型環自15から定型環自50までを4定型ずつ繰り上げる。

第6章の3第1節中定型保総1を削る

第6章の3第6節中「並びに第11条第3項、第6項及び第7項」を「第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項」に改め、

政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数		を
-----------------------------	--	---

政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数		に改め
政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数		
政令第11条の2第6項の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数		
政令第11条の2第7項の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数		

る。

定型農計4、定型農計5、定型農計7及び定型農計8中「第18条第17項」を「第18条第18項」に、「第18条第18項」を「第18条第19項」に改める。

定型農水3中「(第125条の6第3項)」及び「注意 この定型は、漁獲共済に係る告示の場合(漁業災害補償法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項)と特定養殖共済に係る告示の場合(漁業災害補償法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項)で根拠条項に違いがあること。」を削る。

定型農水3の2中「第125条の3第1項第2号」を「第108条第4項」に、「第18条の5第4項」を「第11条第4項」に改める。

定型農港3の2中「措置を講ずべき者」を「措置を講ずべき者」に改める。

定型商産1及び定型商産2中「受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし」を「受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし」に、「、沖縄県商工労働部産業政策課(那覇市泉崎1丁目2番2号)」を「、沖縄県商工労働部産業政策課」に改める。

定型文 1 を次のように改める。

定型文 1 県立博物館・美術館観覧料の承認

行為の根拠 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第12条第5項

告示の根拠 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第12条第6項

沖縄県告示第 号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和 年 月 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 氏 名

常設展（企画展、特別展）の名称

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館（美術館）施設	一般	円	円
	大学生及び高校生	円	円
	中学生及び小学生	円	円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

- 注 1 この告示定型は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第12条第4項の規定により観覧料を定める場合においては適用しない。
- 2 複数の観覧料についてまとめて承認をした場合は、常設展又は企画展若しくは特別展の名称別に1、2、3等で表を分けて記載し、備考は一番最後に記載する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

沖縄県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県公文書管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県公文書管理規程（令和7年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「ならない。」を「ない。」に改める。

第29条第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第46条第2項中「この号及び次号」を「この項及び次項」に、「次号及び第4号」を「次項及び第4項」に改める。

別表第2中

「	交通政策課	企交	を
	交通戦略推進課	企交	
「	交通支援課	企支	に、
	交流推進課	文交	
「	交流推進課	文交	を
	交流推進課	世ウ準	

める。

別表第3中

「	知的障害者更生相談所	知更	を
	身体障害者更生相談所	身相	
「	知的障害者相談所	知相	に改
	身体障害者相談所	身相	

める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「受ける」の次に「会計年度任用職員に対しては、会計年度任用」を加え、「から起算して2月間継続勤務（知事が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては」を「において」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1年2月以上継続勤務し」を「1年以上継続勤務（知事が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し」に、「2月経過日」を「採用日」に改め、同条第3項中「2月経過日」を「採用日」に改める。

第10条第5号を次のように改める。

- (5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
 - ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合
 - イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合
 - ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部

が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合
第10条中第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

- (19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
 - ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合
 - イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合
 - ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合
 - エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合
- (21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
 - ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
 - イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
 - エ 子の配偶者及び配偶者の子
- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第11条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第8号を削り、第9号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第1号及び第2号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日	採用日から起算した継続勤務の期間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の第1欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては同表の第2欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日数又は第4欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であつて、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに採用された会計年度任用職員のうち、採用日から起算して2月以上継続勤務（この訓令による改正後の会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項に規定する継続勤務をいう。以下同じ。）となる期間の任期を定めて令和8年4月1日から引き続き採用されるもの（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対する改正後の規程第8条第1項の規定の適用については、同項中「会計年度任用職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）」とあるのは「令和8年4月1日」とし、別表第1中「採用日」とあるのは「令和8年4月1日」とする。
- 3 令和8年1月31日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員（改正後の規程第9条第1項の規定の適用を受ける者を含む。）に対する年次休暇に関する規定の適用については、改正後の規程第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「、保健衛生統括監、医療介護統括監」を「、医療介護統括監、保健衛生統括監」に改め、同表注4中「、PPP/PFI推進監」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中宗教法人調査専門員の項を削り、同表中

公有財産管理業務員	行政職給料表	1級	を
公有財産管理業務員	行政職給料表	1級	
所有者不明土地対策官	行政職給料表	5級	
所有者不明土地対策支援官	行政職給料表	5級	に、
児童扶養手当等認定事務員	行政職給料表	1級	を
ヤングケアラー・コーディネーター	行政職給料表	3級	
認可外保育施設立入調査員	行政職給料表	3級	
こどもの権利擁護コーディネーター	行政職給料表	3級	に改
ヤングケアラー・コーディネーター	行政職給料表	3級	
認可外保育施設立入調査員	行政職給料表	3級	
児童扶養手当等認定事務員	行政職給料表	1級	

め、同表廃棄物監視指導員の項中「1級」を「3級」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

- (1) 副知事大城肇の担任する事項
 - ア 企画部に関する事項
 - イ 農林水産部に関する事項
 - ウ 商工労働部に関する事項
 - エ 文化観光スポーツ部に関する事項
 - オ 土木建築部に関する事項
 - カ 出納事務局に関する事項
 - キ 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項
- (2) 副知事宮城嗣吉の担任する事項
 - ア 知事公室に関する事項
 - イ 総務部に関する事項
 - ウ 環境部に関する事項
 - エ 生活福祉部に関する事項
 - オ こども未来部に関する事項
 - カ 保健医療介護部に関する事項

キ 企業局に関する事項

ク 病院事業局に関する事項

第 2 条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第 3 条 第 1 条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 8 号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「身体障害者更生相談所」を「身体障害者相談所」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 9 号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 号を削り、同条第 8 号を同条第 7 号とし、同条第 9 号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 2 第 4 号を削り、同条第 5 号中「整備法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 公益信託（公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる公益信託をいう。以下同じ。）について、次に掲げる業務を行うこと。

ア 公益信託を認可すること。

イ 公益信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任その他公益信託認可の申請に係る事項の変更を認可すること。

ウ 公益信託の併合又は分割を認可すること。

エ 公益信託の受託者に対し報告徴収及び立入検査をすること。

オ 公益信託の受託者に対し勧告及び命令をすること。

カ 公益信託の認可を取消すこと。

キ 公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任の申立をすること。

第 6 条の 2 第 6 号中「公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第 1 条に規定する公益信託）」を「旧法公益信託（公益信託に関する法律附則第 2 条第 2 項に規定する旧法公益信託）」に、「次に」を「、次に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 旧法公益信託の公益信託への移行の認可をすること。

第 6 条の 2 第 6 号イからスまでの規定中「公益信託」を「旧法公益信託」に改める。

別表第 1 中 「保健衛生統括監 医療介護統括監」を「医療介護統括監 保健衛生統括監」に改める。

別表第2の2中 「財政企画監 P P P / P F I 推進監」 を 「財政企画監」 に改める。

別表第2の3中 「総務事務センター室長 本庁舎改修推進室長 S D G s 推進室長 公共交通推進室長」 を 「総務事務センター室長 働き方改革・人材確保推進室長 本庁舎改修推進室長 P P P / P F I 事業推進室長 S D G s 推進室長」 に、 「北部医療センター 旅券センター

ター・医師確保推進室長」 を 「北部医療センター・医師確保推進室長」 に、「国スポ・全スポ準備室長」 を

「国スポ・全スポ準備室長 旅券センター室長」 に改める。

第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」

別表第3 総務部の表総務私学課の項部長等専決事項の欄中第7号の次に次の1号を加える。

8 沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号）第23条第1項の規定に基づき、特定歴史公文書等を廃棄すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局
 労働委員会事務局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

総務部	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務	を
総務部	宗教法人調査専門員	宗教法人の活動状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	
総務部	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務	に、
総務部	公有財産管理業務員	公有財産の実態調査、測量・筆界確認、売払い、貸付料の滞納整理等に関する補助的又は定型的な業務	を
総務部	公有財産管理業務員	公有財産の実態調査、測量・筆界確認、売払い、貸付料の滞納整理等に関する補助的又は定型的な業務	に、
総務部	所有者不明土地対策官	所有者不明土地管理制度等の活用に係る事務処理、利害関係人又は関係機関等との調整等に関する補助的又は定型的な業務	
総務部	所有者不明土地対策支援官	所有者不明土地管理制度等の活用に係る市町村に対する支援に関する補助的又は定型的な業務	

こども未来部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務
こども未来部	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラーに関する相談支援、助言、調整等に関する補助的又は定型的な業務
こども未来部	認可外保育施設立入調査員	認可外保育施設の改善指導、調査、情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務

を

こども未来部	こどもの権利擁護コーディネーター	こどもの権利侵害に関する救済機関の運営及びこどもに係る相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
こども未来部	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラーに関する相談支援、助言、調整等に関する補助的又は定型的な業務
こども未来部	認可外保育施設立入調査員	認可外保育施設の改善指導、調査、情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務
こども未来部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務

に改

める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第11号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 1 号

沖縄県警察本部訓令第 8 号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 井 澤 和 生

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「保健医療介護部保健衛生統括監」を「保健医療介護部医療介護統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「保健衛生統括監」を「医療介護統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般
教 育 庁 局
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 企 業 局 長 宮 城 力

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「企画部交通政策課長」を「企画部交通戦略推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長 宮 城 力
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 本 竹 秀 光
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画部交通政策課長」を「企画部交通戦略推進課長」に、「環境部自然保護課長」を「環境部自然保護課長
環境部環
境再生課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

生活福祉部

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県知的障害者相談所等嘱託医設置規程

第1条、第3条及び第6条第1項中「更生相談所」を「相談所」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

文化観光スポーツ部

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和2年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。
第6条第4号を次のように改める。

(4) 地震、水害、火災その他の災害（以下この号において単に「災害」という。）により次のいずれかに該当する場合で、国際交流員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 国際交流員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 国際交流員及び当該国際交流員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該国際交流員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより国際交流員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該国際交流員がその復旧作業に従事する場合

第6条第10号を削り、同条第11号中「20日」を「10日」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第20号の前に次の1号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

第6条中第20号を第23号とし、同号の前に次の3号を加える。

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する国際交流員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う国際交流員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

- ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
- エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第7条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第7条第1項中第7号を削り、第8号を第5号とする。

附則第4項中「第7条第1項第4号及び第5号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

保健医療介護部及び沖縄県災害 保健医療福祉調整本部	保健医療介護部長	保健衛生統括監 医療介護統括監
------------------------------	----------	--------------------

 を

「

保健医療介護部及び沖縄県災害 保健医療福祉調整本部	保健医療介護部長	医療介護統括監 保健衛生統括監
------------------------------	----------	--------------------

 に改める。

別表第2 総括情報部の項中 「

総括班 班長 危機管理課長 副班長 消防防災対策課長

 を 「

総括班 班長 消防防災対策課長 副班長 危機管理課長

 に

改め、同表企画部の項中

「

画 部	交通政策班 班長 交通政策課長	災害時における交通体系の連絡調整に関するこ と。
--------	--------------------	-----------------------------

 を

画 部	交通戦略推進班 班長 交通戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事 こと。
	交通支援班 班長 交通支援課長	災害時における交通体系の連絡調整に関する事 こと。

に改め、同

表こども未来部の項を次のように改める。

こ ど も 未 来 部	こども若者政策班 班長 こども若者政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 こと。 2 部所管の被害状況の総括に関する事 こと。 3 災害時における青少年対策に関する事 こと。
	こども家庭班 班長 こども家庭課長	1 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に 関すること。 2 災害遺児対策に関する事 こと。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に 関すること。 2 災害時における母子保健の手續に関する事 こと。
	女性力・ダイバーシティ推進班 班長 女性力・ダイバーシティ 推進課長	所管の福祉施設等の災害応急対策及び被害調査に 関すること。

別表第2病院事業部の項を次のように改める。

病 院 事 業 部	総務企画班 班長 総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 こと。 2 部所管の被害状況の総括に関する事 こと。 3 所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関す ること。 4 災害時における医療及び助産に関する事 こと。 5 部内各班又は他部の応援に関する事 こと。
	経営班 班長 経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事 こと。

別表第2議会部の項中

議 会 部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 こと。 2 部所管の被害状況の総括に関する事 こと。
	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 こと。 2 部所管の被害状況の総括に関する事 こと。
	秘書広報班 班長 秘書広報課長	部内各班又は他部の応援に関する事 こと。

を

に改める。

別表第4総括班の項から災害時広報班の項までを次のように改める。

総括班	班長 消防防災対策課長 副班長 危機管理課長 広報課広報監 班員 消防防災対策課職員 危機管理課職員 秘書課職員 広報課職員 総務私学課職員 企画調整課職員	1 災害対策本部の全般対処方針の決定に関する事 こと。 2 自衛隊への災害派遣要請に関する事 こと。 3 広域応援要請に関する事 こと。 4 本部会議の開催及び運営に関する事 こと。 5 国本部等との連絡及び調整に関する事 こと。 6 非常通信の運用に関する事 こと。 7 災害現地視察調査に関する事 こと。 8 沖縄県災害医療福祉調整本部との調整に関する事 こと。 9 米軍との連携に関する事 こと。 10 災害広報計画の策定に関する事 こと。 11 災害に関する広報の実施に関する事 こと。
-----	---	--

	管財課職員 情報基盤整備課職員 基地対策課職員	12 記者発表に関する他部との連携調整に関する事 13 報道機関に提供した資料の県議会への共有に関する こと。 14 報道機関との連絡調整に関する事。 15 その他総括情報部長が特に命ずること。
情報収集・伝達 班	班長 消防防災対策課防災 班長 班員 消防防災対策課職員	1 災害情報の収集及びとりまとめに関する事 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 各地方本部との連絡調整に関する事。 4 防災関係機関との連絡調整に関する事。 5 被害情報の記録及び集計に関する事。 6 各部間の連絡調整に関する事。 7 各部への本部決定事項の伝達に関する事。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。

別表第4 避難所・物資支援班の項中「交通政策課室長」を「交通支援課副参事」に、「交通政策課職員」を「交通支援課職員」に改め、同表本部活動支援班の項中「消防防災対策課長」を「危機管理課長」に、「危機管理班長」を「危機管理課危機管理班長」に改める。

別表第5 沖縄県災害対策北部地方本部北部合同庁舎（名護市）の項中「農林水産整備課長」を「農業水産整備課長」に改める。

別表第6 医療衛生班の項中「地域災害医療本部」を「地域災害保健医療福祉調整本部」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急処理事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県国民保護対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕
 沖縄県緊急処理事態対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急処理事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「平成29年沖縄県規則第5号」を「令和8年沖縄県規則第33号」に改める。

第5条第1項第8号中「保健医療介護部」の次に「又は沖縄県災害保健医療福祉調整本部」を加え、同条第5項中「班長は」を「班長（総括情報部総括班にあつては、班長及び副班長）は」に、「班員は班長」を「班員は班長又は副班長」に改め、同条第6項中「総括情報部総括情報班」を「総括情報部総括班」に改め、「初期対応要員」という。）の次に「並びに各部間の連絡調整及び対策本部の決定事項を各部へ伝達する要員（以下「国民保護連絡調整員」という。）」を加え、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 沖縄県災害保健医療福祉調整本部の組織については、第4項及び第5項の規定にかかわらず、保健医療介護部長が定める。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県災害保健医療福祉調整本部の分掌事務は保健医療介護部長が定める。

第20条中「事項は、別に定める」を「事項については、沖縄県災害保健医療福祉調整本部に関することは保健医療介護部長が、沖縄県災害保健医療福祉調整本部以外の部に関する事並びに各部に共通するこ

とは知事がそれぞれ定める」に改める。

別表第 1 中 「保健医療介護部 保健医療介護部長 保健衛生統括監」を

「保健医療介護部及び沖縄県災害保健医療福祉調整本部 保健医療介護部長 医療介護統括監 保健衛生統括監」に改める。

別表第 2 企画部の項中

企画部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。	を
	交通政策班 班長 交通政策課長	避難住民及び緊急物資並びに避難先地域への荷物の運送における交通体系の連絡調整に関する事。	

企画部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。	に改め、同
	交通戦略推進班 班長 交通戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
	交通支援班 班長 交通支援課長	避難住民及び緊急物資並びに避難先地域への荷物の運送における交通体系の連絡調整に関する事。	

表こども未来部の項中

こども	こども若者政策班 班長 こども若者政策課長	1 部所管の被災情報等の総括に関する事 2 部内各班又は他部の応援に関する事。	を
-----	--------------------------	--	---

こども	こども未来総務班 班長 こども若者政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。	に改め、同
-----	--------------------------	---	-------

表保健医療介護部の項中「老人福祉」を「高齢者福祉」に改め、同表病院事業部の項中

病院事業部	総務企画班 班長 総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 所管の医療施設の保全対策及び被害調査に関する事。 4 武力攻撃災害時の医療及び助産に関する事。 5 入院患者等の避難対策に関する事。	を
	経営班 班長 経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
	管理班 班長 管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

病院事業部	病院事業局総務班 班長 病院事業局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 所管の医療施設の保全対策及び被害調査に関する事。 4 武力攻撃災害時の医療及び助産に関する事。 5 入院患者等の避難対策に関する事。	に改め、同
	経営班	部内各班又は他部の応援に関する事。	

班長 経営課長

表議会部の項中

議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。	を
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。	に改める。
	秘書広報班 班長 秘書広報課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

別表第4中「北部農林水産振興センター農林水産整備課」を「北部農林水産振興センター農業水産整備課」に改める。

別表第5中「被害情報」を「被災情報」に、「医療及び衛生」を「医療及び衛生並びに地域災害保健医療福祉調整本部の運営」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2企画部の項中

交通政策班 班長 交通政策課長	指定地方公共機関（公共交通関係）の事業継続支援に関すること。
--------------------	--------------------------------

を

交通戦略推進班 班長 交通戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
交通支援班 班長 交通支援課長	指定地方公共機関（公共交通関係）の事業継続支援に関すること。

に改め、同表企業部の項中「用水供給事業」を「水道用水供給事業及び工業用水道事業」に改め、同表病院事業部の項中「総務企画班」を「病院事業局総務班」に、「総務企画課長」を「病院事業局総務課長」に、

経営班 班長 経営課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
----------------	--------------------

管理班 班長 管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
----------------	-------------------

を

経営班 班長 経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
----------------	-------------------

に改め、同表議会部の項中

議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
----------------	-------------------

を

秘書広報班 班長 秘書広報課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1